

函館市西部地区 A I デマンド交通実証運行について

1. 実証運行の目的

- 効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク形成のための A I デマンド交通導入に向け、移動ニーズを踏まえた、効率性が高く、地域住民に受け入れられやすい運行内容等の確認。
- バス運転手不足へ対応するため、大型二種免許以外で運行可能な交通モードへの転換可能性について検証。
- 函館山山麓の急な斜面に宅地が立地していることがバス停・電停などへの徒歩移動を困難にしているという、西部地区の交通上の課題の解消手段となるかどうかの検証。

2. 実証運行地区の現状

- 函館山山麓地域では、急な斜面に宅地が立地していることで、坂下の商業施設や医療機関等への住民の移動が困難となっている。
- 狭い道が多く、大型の路線バスが運行できない地域がある。また、バス停・電停までの距離が遠いなど交通上の課題を抱えている。
- 他地区より高齢化率が高く、移動手段を持たない高齢者の増加が見込まれる。

3. A I デマンド交通について

- A I デマンド交通とは、A I を活用した効率的な配車により、利用者の予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステムである。
- 任意の地点における乗降予約ができることから、自宅前から目的地の前までの、いわゆる「ドア・ツー・ドア」方式での移動が可能。
- 乗客がいる状態で入った予約の乗車地・目的地が、運行ルートを大きく外れないかを AI が判断し、新たに乗客を乗せることが可能。タクシーが複数人を複数の目的地へ運ぶ「乗合運行」により、効率的な運行が可能となる。
- 公共交通の運行本数の少なさや、停留所までの距離が遠いといった課題を抱える地域に対する、移動手段の確保策の一つとして期待されている。
- 本実証においては、公立ほこだて未来大学のベンチャー企業である、株式会社未来シェアが開発した A I 配車システム「SAVS」を使用する。

4. 運行事業者

- 乗合タクシーの運行およびオペレーター業務（電話による予約受付）は、函館第一交通株式会社（旧：美咲第一交通株式会社）へ委託する。
- ※函館市内に本社・営業所を置くタクシー事業者（法人）15社の中から、公募により決定。

5. 運行内容

- 車 両： 計4台（乗客定員4名・運転手1名のセダン型以上）
※車両1台につき、乗客の乗合人数は3名までとする。
- 「専用車両」2台（常時待機）
「切替車両」2台（混雑状況等を踏まえ営業車両から切替）
※事業用自動車（緑ナンバー）を使用
※車体には、「実証運行」・「区域運行」を示す専用のマグネットシートを設置
- 実施期間： 令和6年10月15日（火）～ 令和7年2月11日（火）
（土日祝日含む 計120日間）
- 運行時間帯： 各日 9：00～16：30
- 運行エリア： 函館市西部地区（入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町の計11町）のうち，別紙「運行区域図」に示す範囲
- 運 賃：
- | 区分 | 1乗車1人あたり（片道） |
|--|--------------|
| 大人（中学生以上） | 300円 |
| 小児（満1歳～小学生）※
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方，同行する介護人1人まで | 150円 |
| 乳児（満1歳未満） | 無料 |
- ※小児のうち，未就学児は，同行者1人につき，1人目まで無料。
2人目から150円。
- 決済方法： 現金，クレジットカード，電子マネー，二次元コード等
- 予約方法： WEBまたは電話による（利用の7日前から可能）
（予約受付時間）
WEB：24時間，電話：8：30～16：00
- その他： 利用者・乗務員へのアンケート調査を実施

6. 利用促進に向けた取り組み

- 市ホームページ，報道依頼，市広報紙，運行エリア内の各世帯へのポスティング等による周知
- 近隣商業施設・公共施設・医療機関等へのポスター掲示，チラシ設置
- 実証運行前に，近隣住民を対象とした説明会の開催
- 近隣商業施設・温泉施設等との連携

7. 実証運行に要する経費

(令和6年度事業費見込額)

○使用料及び貸借料	18千円	(会場使用料等)
○役 務 費	2,090千円	(配車システム構築費)
○委 託 料	10,046千円	(運行委託・広報作成・広報配布等)
合 計	12,154千円	

8. 道路運送法上の位置づけ

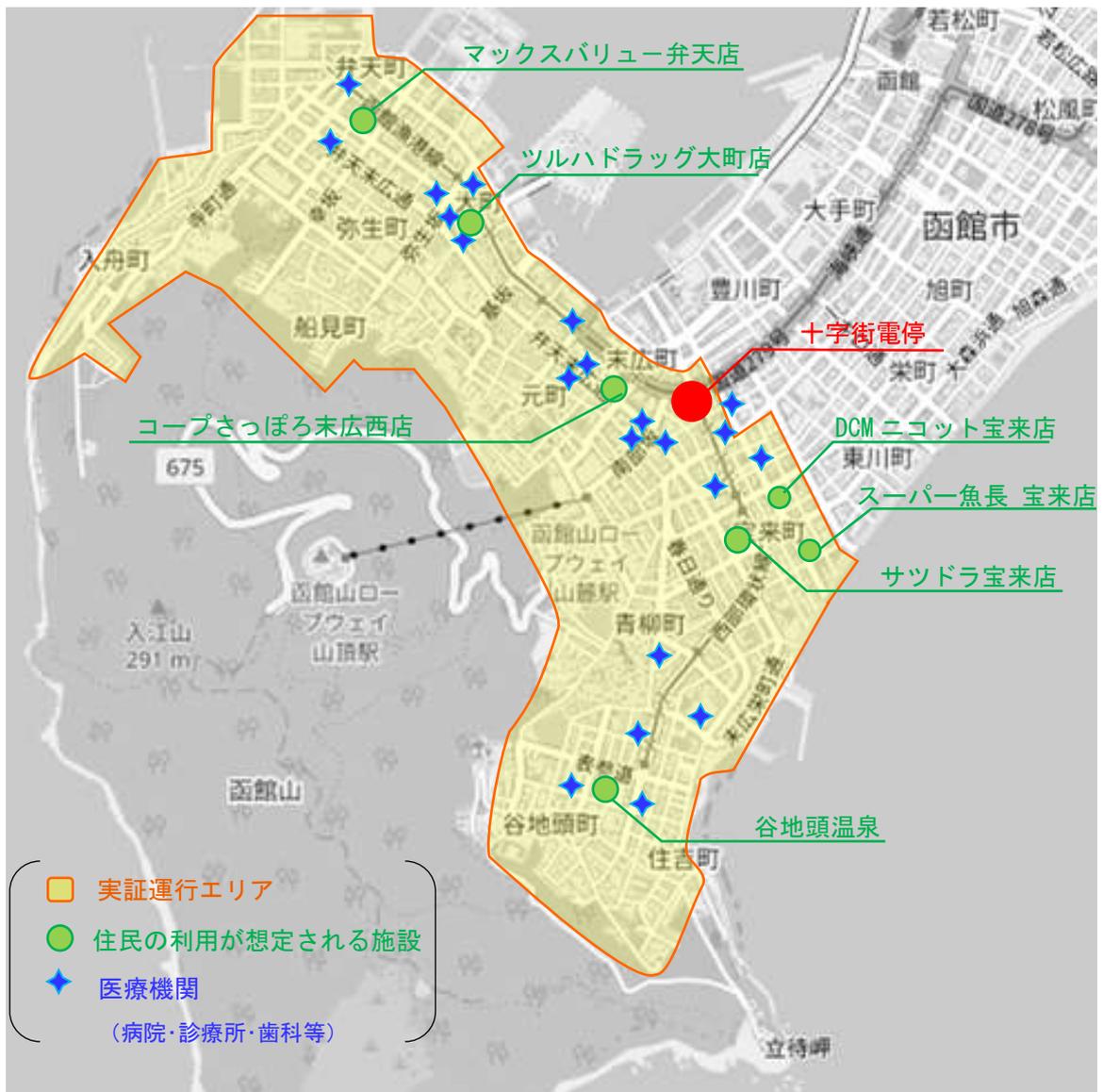
道路運送法第21条許可による運行とする（運行事業者による許可申請）。

9. 実証運行後について

本実証運行により得られた利用者数やアンケート回答等を集約し，AI デマンド交通が，地区特性に応じた運行形態の一つとなりうるかを検証する。

別紙 運行区域図

函館市西部地区（入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町の計11町）の住宅地エリア



※函館山山頂，立待岬，緑の島，函館市国際水産・海洋総合研究センター等，住宅地から外れたエリアは対象外とする。